

2024年5月16日

欧州コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス 指令の採択

弁護士 齋藤 宏一 / 弁護士 清水 亘 / 弁護士 横井 傑 / 弁護士 金子 涼一

弁護士 藏野 舞 / 弁護士 長谷川 達

Contents

- I. はじめに
- II. CSDDD の審議経過
- III. CSDDD の適用対象企業
- IV. CSDDD で義務付けられる内容
- V. 適用時期(30 条)
- VI. 日本企業への影響と取るべき対策について

I. はじめに

欧州コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(Corporate Sustainability Due Diligence Directive、以下「CSDDD」¹)は、2024年3月15日のEU理事会による採択の後²、同年4月24日、欧州議会の本会議によって採択されました。

今回採択されたCSDDDは、追って欧州連合官報に掲載され、掲載日から20日後に施行となります(詳細は下記V参照)。CSDDDが施行となれば、EU加盟国は、CSDDDに沿って、人権及び環境についてのデュー・

¹ なお、欧州では「CS3D」と略される場合もある。

² <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6145-2024-INIT/en/pdf?ga=2.23089458.943640939.1712756871-179630227.1710226504>

ディリジェンス(以下「DD」)を義務付ける国内法の整備に取り組む義務を負うこととなります。

本ニュースレターでは、CSDDD のこれまでの審議経過を振り返るとともに、2023 年 12 月に EU 理事会と欧州議会との間で暫定的に合意された CSDDD 案³(以下「暫定合意案」と、今回採択された CSDDD の最終案(以下「採択案」と)との間で顕著な違いのある適用対象企業の範囲について触れ、CSDDD で義務付けられる内容を紹介し、CSDDD により生じる日本企業への影響及び日本企業がとるべき対策について紹介します。

II. CSDDD の審議経過

EUにおける立法プロセスは独特であり、欧州委員会が提出した法案を EU 理事会と欧州議会が共同で採択することで成立します。CSDDD は、欧州委員会(European Commission)が 2022 年 2 月に最初の法案を公表して以来、2 年以上にわたって EU 理事会と欧州議会による審議が行われてきましたが、2024 年 4 月 24 日の欧州議会の本会議における採択をもって、CSDDD は正式に成立することになりました。

時期	審議状況
2022.2.23	欧州委員会が、CSDDD 案を公表 ⁴ するとともに、欧州議会及び EU 理事会に提出
2023.6.1	欧州議会が欧州委員会の CSDDD 案に対する修正案を採択・公表 ⁵
2023.12.14	EU 理事会と欧州議会が暫定的に合意した CSDDD 案を発表 ⁶
2024.2.28	ドイツ・イタリア等の反対により、EU 理事会が暫定合意案を不採択
2024.3.15	EU 理事会が暫定合意案を修正した採択案を採択
2024.4.24	欧州議会の本会議により最終的に採択案を採択

III. CSDDD の適用対象企業

CSDDD は、EU 加盟国の国内法を通じて人権・環境に対する DD の実施を企業に対し義務付けるものであるため、企業には相応の事務的・経済的負担が生じます。他方で、国連指導原則においては、人権尊重義務はすべての企業に対して課されるものである一方で、その責任を果たす方法は企業の規模等に応じて異なる述べられています。そのため、CSDDD では、人権・環境に対する DD の実施を法的に義務付ける対象企業は、一定の規模以上の企業とされており、EU の域内企業と域外企業とでも異なる要件が定められています。

CSDDD の適用対象については、昨年の 12 月に合意された暫定合意案と今回の採択案との間には、以下

³ 暫定合意案の内容については、下記ニュースレターを参照。

中川淳司・清水亘・横井傑「EU の Corporate Sustainability Due Diligence 指令案の概要と暫定合意の公表」

(<https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5.pdf/240124.pdf>)

⁴ 欧州委員会 2022 年 2 月 23 日付けプレスリリース

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/just-and-sustainable-economy-commission-lays-down-rules-companies-respect-human-rights-and-2022-02-23_en

⁵ 欧州議会のウェブサイト

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209_EN.html?fsi=k4SbSkil&ga=2.46014317.819215645.1712568665-501942271.1708320877&fsi=k4SbSkil

⁶ EU 理事会 2023 年 12 月 14 日付けプレスリリース

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>

欧州議会 2023 年 12 月 14 日付けプレスリリース

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231205IPR15689/corporate-due-diligence-rules-agreed-to-safeguard-human-rights-and-environment>

の通りの変更があり⁷、採択案では、適用対象企業の範囲が狭められています⁸。

		暫定合意案	採択案
適用対象 企業	EU 域内	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>従業員数が 500 名を超え、かつ全世界年間売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の企業</u> ➢ <u>従業員数が 250 名を超え、かつ全世界年間売上高 4,000 万ユーロ超の企業であって、高リスク事業(繊維・農産物・漁業など)の売上高が 2,000 万ユーロ超の企業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>従業員数が 1,000 名を超え、かつ全世界年間売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の企業(2 条 1 項(a))</u> ➢ 連結財務諸表が採用された又は採用されるべきであった前事業年度において上記の基準を満たした最終親会社(2 条 1 項(b)) ➢ EU 域内でフランチャイズ契約又はライセンス契約を締結し、かつ直近事業年度の前の事業年度におけるロイヤリティが 2,250 万ユーロ超で、かつ、当該企業又はグループの、直近事業年度の前の事業年度における全世界の年間売上高が 8,000 万ユーロ超の企業(2 条 1 項(ba)) <p>※高リスク事業の規定は削除</p>
	EU 域外	EU 域内の年間売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の企業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全世界年間売上高が 4 億 5000 万ユーロ超の企業(2 条 2 項(a)) ➢ 連結財務諸表が採用された又は採用されるべきであった前事業年度において上記の基準を満たした最終親会社(2 条 2 項(b)) ➢ EU 域内でフランチャイズ契約又はライセンス契約を締結し、かつ直近事業年度の前の事業年度におけるロイヤリティが 2,250 万ユーロ超で、かつ、当該企業又はグループの、直近事業年度の前の事業年度における全世界の年間売上高が 8,000 万ユーロ超の企業(2 条 2 項(ba))
金融業界(銀行、証券、保険会社など)		金融機関が行う調達等のバリューチェーンの川上のみ(前文(19))	変更なし

⁷ 一定の金融サービスについて適用対象外であることは変更なし。

⁸ 今回の採択案による適用要件の変更により、適用対象企業の数が当初の数の 3 分の 2 程度に減少したという指摘があります。ESG Journal「EU 理事会、規模を縮小した環境と人権の持続可能性に関するデュー・ディリジェンス法を承認」
(<https://esgjournaljapan.com/world-news/37513>)

	※川下部分についても将来的に適用対象に含める可能性を検討するために、レビュー条項が設けられる(29条1項)	
--	---	--

上記の通り、暫定合意後の複数の加盟国の反対により、適用要件の閾値が修正され、CSDDD の適用対象企業の範囲が大幅に狭められています。また、暫定合意案までは人権・環境の点から高リスクとされるセクター（繊維・衣料、農業・林業・漁業、鉱業等）について特別の閾値も設定されていましたが、採択案では削除されています。

IV. CSDDD で義務付けられる内容

CSDDD の適用対象企業には、次の義務が課されます(4条)。人権 DD に関しては、国連指導原則が提唱する内容に準拠したものとなっています。

■ 適用対象企業に課される義務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① DD の企業方針及びリスク管理システムへの組込 ② 現実的・潜在的な負の影響の特定と評価 ③ 潜在的な負の影響の防止、現実的な負の影響の停止・最小化 ④ 現実的な負の影響に係る苦情処理メカニズムの構築及びステークホルダーとの有意義なエンゲージメント ⑤ DD 実施方針及び手続の効果に係るモニタリング ⑥ DD 結果の公表 |
|--|

なお、CSDDD においては、「人権及び環境」の DD を実施することが義務付けられており、環境についても人権と同様に DD の実施が求められていることに留意が必要です。

また、直接 CSDDD が適用されない日本企業であっても、CSDDD が適用される企業と取引関係があるなど、サプライチェーンに参加している企業は、以下の DD の実施を取引先等から求められる場合があるため、注意が必要です。

以下、各義務の内容について概説します。

1. DD の企業方針及びリスク管理システムへの組込(4条・5条)

適用対象企業は、人権・環境に係る DD を企業方針及びリスク管理システムに組み込み、リスクベースアプローチの DD 実施方針を策定する義務を負います。かかる DD 実施方針は、事前に従業員及びその代表との協議を経た上で策定される必要があり、次の内容をすべて含める必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (a) (長期的な観点を含む)DD に係る取組の説明 (b) 企業、その子会社及びその直接的・間接的な取引先が遵守すべき規則や原則を盛り込んだ行動準則 (c) 行動準則の遵守を確認し、その適用を取引先に拡大していくための措置を含む、DD の企業方針への組込と DD の実施の手続についての説明 |
|--|

また、適用対象企業は、かかる DD 実施方針について、重要な変更が生じた場合は不合理に遅滞を生ずる

ことなく、また、少なくとも 24 か月に 1 度の頻度で検討の上でアップデートする必要があります。

2. 現実的・潜在的な負の影響の特定と評価(4 条・6 条・6a 条)

適用対象企業は、自社グループの事業や、(川上・川下を含む。)バリューチェーン⁹における現実的・潜在的な人権・環境への負の影響を特定・評価することが義務付けられます(6 条 1 項)。その特定・評価義務のプロセスの一部として、適用対象企業は、関連するリスク要素を勘案の上、次の措置を講ずる義務を負います(6 条 1a 項)。

- (a) 企業、自社グループ及びバリューチェーンの事業に関して、負の影響が最も起こりやすく、最も深刻度が高い分野について、特定(マッピング)を行うこと
- (b) 上記のマッピングに基づき、企業、自社グループ及びバリューチェーンの事業に関して、より深度の高い評価を実施すること

そして、特定されたすべての負の影響を同時に予防、軽減、停止又は最小化することができない場合には、適用対象企業は負の影響について、その重大性と発生頻度に応じて優先順位を付けるものとされています(6a 条)。

3. 潜在的な負の影響の防止、現実的な負の影響の停止・最小化(4 条・7 条・8 条)

(1) 潜在的な負の影響の防止(7 条)

適用対象企業は、人権・環境に対する潜在的な負の影響を防止するために適切な措置を講ずる義務を負います。負の影響の防止が不可能であるか、直ちに防止することが不可能である場合、負の影響を軽減するために適切な措置を講ずる義務を負います(7 条 1 項)。

潜在的な負の影響の防止のために「適切な措置」の内容を決定するにあたっては、次の要素を考慮に入れる必要があります(7 条 1 項)。

- (a) 負の影響が企業単独によって引き起こされたものであるか否か、負の影響が企業、その子会社及び取引先の行為又は不作為により、共同で引き起こされたものであるか否か、
- (b) 負の影響が子会社、直接的な取引先又は間接的な取引先の事業運営において引き起こされたものか否か、
- (c) 負の影響を単独又は共同で引き起こした取引先に対し、影響力を行使することができる能力の有無

また、適用対象企業は、潜在的な負の影響の防止のため、必要に応じて、以下の措置を講じることが求められます(7 条 2 項)。

- ① 負の影響の防止に必要な措置の性質又は複雑さに応じて、負の影響の予防措置計画(適切な措置の実施に向けた合理的かつ明確に規定されたタイムラインと、効果測定を行うための定性的・定量的指標を

⁹ 採択案では、暫定合意案において用いられていた value chain という用語に代えて、chain of activities という用語が定義語として用いられており(3 条 1 項(g))、企業の川上の取引先の活動で、原材料・部品の設計、採取、調達、製造、輸送、貯蔵及び供給、製品及びサービスの開発等、企業の製品の製造及びサービスの提供に関連するもの、並びに、企業の川下の取引先の活動で、当該取引先が当該企業のために行う、あるいは当該企業を代理して行う、販売、輸送及び貯蔵に関するもの(ただし、輸出管理規則に基づき許可された後の武器等の販売、輸送及び貯蔵を除く)と定義されています。

含む)を、不合理に遅滞を生じることなく策定し、実施すること(業界団体やマルチステークホルダーの協力も得ながら策定することも可)(7条2項(a))

- ② 直接的な取引先に対し、企業の行動準則及び(必要に応じて)負の影響の予防措置計画の遵守を誓約する契約上の保証を求めること(同(b))
- ③ 設備、生産プロセスその他の業務プロセス及びインフラへの必要な財政的・非財政的投資(同(c))
- ④ 会社自身の事業計画、全体的な戦略及び業務運営(調達、設計及び販売慣行を含む)の必要な修正又は改善(同(ca))
- ⑤ 取引先である中小企業に対し、中小企業の資源、知識及び制約に照らして必要な場合には、能力開発、研修又はマネジメントシステムの改善へのアクセスを提供するなど、的を絞った適切な支援を提供すること。また、行動準則又は負の影響の予防措置計画の遵守が中小企業の存続を危うくする場合には、直接融資、低金利融資、調達継続の保証又は資金確保の支援等、的を絞った適切な財務支援を提供すること(同(d))
- ⑥ 競争法を含む EU 法を遵守しつつ、特に他の手段が適切又は効果的でない場合、負の影響を防止又は緩和する企業の能力を高めるために、他の事業体と協働すること(同(e))

上記①から⑥までの措置に加え、潜在的な負の影響の防止・緩和に関する企業の期待について、取引先とエンゲージメントを行う、あるいは、取引先の資源、知識及び制約を考慮に入れた上で、能力開発、指導、融資等の企業管理上又は財政的な支援を提供する等、適切な措置を講じることができるとされています(7条2a項)。

さらに、上記①から⑥までの措置によって防止又は十分な緩和ができない潜在的な負の影響について、適用対象企業は、自身の行動準則又は負の影響の予防措置計画の遵守を達成することを目的として、間接的な取引先に対し、契約上の保証を求めることができるとされています(7条3項)が、かかる契約上の保証を求める場合、当該契約上の保証の遵守を確認するための適切な措置を実施することが求められます(7条4項)。中小企業に対して契約上の保証が求められる場合、当該契約の条件は公正で、合理的で差別的ではないことが求められます。また、適用対象企業は中小企業に対する契約上の保証の要求が、上記⑤の措置を伴うものであるか否かを評価することが求められます(同項)。

CSDDD は、これらの措置によって防止・軽減できなかった潜在的な負の影響がある場合に、適用対象企業に対して、負の影響が生じた活動に関連して、取引先と新たな契約の締結を行うことや契約を延長することを差し控えることを求めています(7条5項)。また、適用される法規が許容する場合、適用対象企業は、その措置が成功すると合理的に予見できる限り、取引関係の一時的な停止を通して会社の影響力を行使又は増大させることにより、特定の負の影響に対する強化された予防措置計画を、不当に遅延することなく採用し、実施することができます。そして、その措置が成功すると合理的に予見できない場合、あるいは上記の強化された予防措置計画が功を奏さない場合で、かつ問題となっている負の影響が重大な場合、取引関係を終了させることができます。ただし、あくまでこれらは最後の手段として用いられるべきとされており、取引の終了により生じる負の影響にも考慮しつつ、まずは負の影響を軽減するための努力をすることが必要です。

(2) 現実的な負の影響の停止・最小化(8条)

適用対象企業は、現実的な負の影響を特定した場合、当該負の影響を停止するために適切な措置を講ずる義務を負います。

現実的な負の影響の停止のために「適切な措置」の内容を決定するにあたっては、潜在的な負の影響の場合と同様、上記(1)で述べた(a)から(c)までの要素を考慮に入れる必要があります(8条1項)。

現実的な負の影響の停止が直ちには不可能である場合、適用対象企業はかかる負の影響を最小化する

義務を負います(8条2項)。

また、適用対象企業は、必要に応じて、以下の措置を講ずる必要があります(8条3項)。

- ① 負の影響を除去、負の影響を最小限にすること(8条3項(a))。そのために取るべき行動は、負の影響の重大性及び当該影響への企業の関与の度合いに応じたものでなければならない。
- ② 負の影響を直ちに停止することができない場合、適切な措置の実施と、改善を測るための質的・量的指標を合理的かつ明確に定義した期限を定めた是正措置計画を、不当に遅滞することなく策定し、実施すること(業界団体やマルチステークホルダーの協力も得ながら策定することも可)(同(b))
- ③ 直接的な取引先に対し、企業の行動準則及び(必要に応じて)負の影響の是正措置計画の遵守を誓約する契約上の保証を求めること(同(c))
- ④ 設備、生産プロセスその他の業務プロセス及びインフラへの必要な財政的・非財政的投資(同(d))
- ⑤ 会社自身の事業計画、全体的な戦略及び業務運営(調達、設計及び販売慣行を含む)の必要な修正又は改善(同(da))
- ⑥ 取引先である中小企業に対し、中小企業の資源、知識及び制約に照らして必要な場合には、能力開発、研修又はマネジメントシステムの改善へのアクセスを提供するなど、的を絞った適切な支援を提供すること。また、行動準則又は負の影響の是正措置計画の遵守が中小企業の存続を危うくする場合には、直接融資、低金利融資、調達継続の保証又は資金確保の支援等、的を絞った適切な財務支援を提供すること(同(e))
- ⑦ 競争法を含む EU 法を遵守しつつ、特に他の手段が適切又は効果的でない場合、負の影響を停止する企業を高めるために、他の事業体と協働すること(同(f))
- ⑧ 救済措置を講ずること(同(g))

上記①から⑧までの措置に加え、潜在的な負の影響の場合と同様、適用対象企業は、負の影響の停止・最小化に関する企業の期待について、取引先とエンゲージメントを行う、あるいは、取引先の資源、知識及び制約を考慮に入れた上で、能力開発、指導、融資等の企業管理上又は財政的な支援を提供する等、適切な措置を講じることができるとされています(8条3a項)。

さらに、上記①から⑧までの措置によって停止又は十分に最小化することができない現実的な負の影響について、適用対象企業は、自身の行動準則又は負の影響の是正措置計画の遵守を達成することを目的として、間接的な取引先に対し、契約上の保証を求めることができるとされています(8条4項)が、かかる契約上の保証を求める場合、当該契約上の保証の遵守を確認するための適切な措置を実施することが求められます(8条5項)。中小企業に対して契約上の保証が求められる場合、当該契約の条件は公正で、合理的で差別的ではないことが求められます。また、適用対象企業は中小企業に対する契約上の保証の要求が、上記⑥の措置を伴うものであるか否かを評価することが求められます(同項)。

また、現実的な負の影響が停止又は最小化することができない場合に、最後の手段として、取引先と新たな契約の締結を行うことや契約を延長することを差し控えることが求められること、特定の負の影響に対する強化された是正措置計画を採用し実施することができること、取引関係を終了させることができることについては、潜在的な負の影響の場合と同様です(8条6項)。

4. 現実的な負の影響に係る救済(8c条)

適用対象企業は、単独又は共同で現実的な負の影響を惹起した場合、救済措置を講ずる義務を負います(1項)。

現実的な負の影響が適用対象企業の取引先によって惹起された場合には、当該企業は任意に救済措置を講ずることができ、また負の影響を引き起こした取引先に対し影響力を行使して救済措置を講じさせることができます(2項)。

5. ステークホルダーとのエンゲージメント(8d条)

適用対象企業は、ステークホルダーと実効的なエンゲージメントを実施するために適切な措置を講ずる義務を負います(1項)。

適用対象企業は、ステークホルダーと協議を実施するにあたり、実効的な協議を実施するため、関連する情報を包括的にステークホルダーに提供する義務を負います(2項)。また、DDのプロセスのうち、次のステップに際してはステークホルダーとの協議を行う必要があります。

- (a) 負の影響の特定、評価及び優先順位付けのために、現実的又は潜在的な負の影響に関する必要な情報を収集する時点(上記2参照)
- (b) (潜在的な負の影響の予防又は現実的な負の影響の停止のために適切な措置としての)予防措置計画及び是正措置計画の策定、及び強化された予防措置計画及び是正措置計画の策定の時点(上記3参照)
- (c) 取引関係を終了又は一時的に停止する時点(上記3参照)
- (d) 負の影響に対する適切な救済手段を講ずる時点(上記4参照)
- (e) モニタリングのために定量的・定性的な指標を策定する時点(下記7参照)

さらに、ステークホルダーとの間で効果的な協議が実施できない場合には、潜在的・現実的な負の影響について信用性の高い意見を出すことのできる専門家に追加的に相談しなければならないとされています(3項)。

ステークホルダーとの協議の際は、企業は、その守秘性及び匿名性を確保することによって協議への参加者が報復の対象とされないようにしなければなりません(4項)。

6. 苦情処理メカニズム(9条)

適用対象企業は、自社グループ又はバリューチェーンの取引先の事業に関して、潜在的な又は現実的な負の影響を受けた個人や地域社会が申立を行うことができる実効的な苦情処理のメカニズムを設け、運営することが求められます(1項)。その中では、苦情を処理するために、公正かつ誰でもアクセスし利用することが可能で、予測可能性、透明性のある手続きの確立に加え、通報者個人が特定できないようにするなどして、苦情処理を現実に使用しやすくすることが求められています(3項)。

苦情の申立を行う者として、負の影響の直接の被害者だけでなく、その代理人として NGO 等の市民団体や人権の保護者等も明記されています(2項)。

7. モニタリング(10条)

適用対象企業は、自社グループ又はバリューチェーンの取引先の事業について、負の影響を防止・軽減するために、定期的にモニタリングをすることが求められます。特に新しいビジネスを始める場合等、企業において重要な変更が生じた場合には適時に、そのような事情がない場合でも最低1年1回の頻度で行うこととされています。負の影響が特定された場合には、DDのプロセスを見直し、DDの結果やステークホルダーからの情

報等も踏まえ適切な措置に更新することが求められます。

8. DD 結果の公表(11 条)

適用対象企業は、CSDDD の対象となる上記事項についてウェブサイトで公表し、報告することが求められています(1 項)。欧州委員会は、2027 年 3 月 31 日までに DD、潜在的又は現実の負の影響の特定及びそれらに関して講じられる適切な措置の説明についての公表基準に関する法令を採択することが CSDDD において定められています(3 項)。

9. 気候変動移行計画策定義務(15 条)

CSDDD には、パリ協定で示された世界の平均温度の上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をするという目標及び EU の欧州気候法による 2050 年までの気候中立目標が反映されています。すなわち、CSDDD は適用対象企業に対し、パリ協定及び気候中立目標と両立し、脱炭素化に向けた手段や計画等を含む気候変動移行計画を策定することを求めています(1 項)。

気候変動移行計画策定義務については、以下のように暫定合意案と採択案との間で変更が加えられています。

	暫定合意案	採択案
気候変動 移行計画策定義務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パリ協定及び気候中立目標と両立し、脱炭素化に向けた手段や計画等を盛り込んだ気候変動移行計画策定義務 ➤ 従業員が 1000 名を超える企業の取締役や経営陣に対する金銭的インセンティブを通じて気候変動移行計画策定義務を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パリ協定及び気候中立目標と両立し、脱炭素化に向けた手段や計画等を盛り込んだ気候変動移行計画策定義務 <p>※金銭的インセンティブの規定が削除</p>

10. 罰則・損害賠償(20 条・22 条)

適用対象企業は、CSDDD に定められた義務に違反した場合に、以下の罰則を受けることになります(20 条)。罰則が課される際には、違反の性質・程度・期間及び影響に加え、企業が負の影響の防止、特定の際に必要な投資を行ったか(7 条・8 条参照¹⁰)、他の事業体と協働したか、過去の違反の事実の有無、違反の事実に関して救済手段を講じたか否か及びその程度等の事情も考慮されます。

- ① 制裁金(対象企業(連結グループの親会社の場合、連結ベース)の全世界売上高を基準に金額を算定するが、その 5%以上の金額が上限額とされる)
- ② 対象企業が制裁金の決定に従わない場合に、企業の名前及び違反の内容を公表

罰則に加えて、適用対象企業は以下の①、②を満たす場合に民事上の責任を負うこととなります(22 条)。た

¹⁰ 本ニュースレターの4(3)を参照。

だし、②の損害が、バリューチェーン内の取引先の行為のみによって生じた場合には責任を負わないとされています。また、民事上の責任の時効は5年とされています(22条2a項)。

- ① 企業が、故意又は過失により第7条、第8条に定める潜在的な負の影響の防止、現実の負の影響の停止・最小化の義務を遵守しなかったとき
- ② ①の義務違反の結果、国内法で保護される自然人又は法人の法的利益に対する損害が生じたとき

V. 適用時期(30条)

CSDDDは、欧州連合の指令(directive)であり加盟国レベルでCSDDDに沿った国内法の整備が必要となります。このため、すべての加盟国について、CSDDDの発効日(欧州連合官報における公表日から20日後)から2年以内に、CSDDDに沿った規則・計画の策定及び公表が求められています(30条1項)。一方、加盟国の国内法の適用までには以下の通り経過措置が取られることが想定されています。この適用時期については、暫定合意案とCSDDDとの間に変更がありました。

		暫定合意案	採択案
EU 域内	適用対象企業のうち、従業員が5000名、全世界売上高が15億ユーロ超の企業	CSDDDの発効から3年の猶予期間	CSDDDの発効から3年の猶予期間
	適用対象企業のうち、従業員が3000名、全世界売上高が9億ユーロ超の企業	規定なし	CSDDDの発効から4年の猶予期間
	適用対象企業のうち上記以外のすべての企業	CSDDDの発効から4年の猶予期間	CSDDDの発効から5年の猶予期間

		暫定合意案	採択案
EU 域外	適用対象企業のうち、全世界売上高が15億ユーロ超の企業	CSDDDの発効から3年の猶予期間	CSDDDの発効から3年の猶予期間
	適用対象企業のうち、全世界売上高が9億ユーロ超の企業	規定なし	CSDDDの発効から4年の猶予期間
	適用対象企業のうち上記以外のすべての企業	CSDDDの発効から4年の猶予期間	CSDDDの発効から5年の猶予期間

VI. 日本企業への影響と取るべき対策について

CSDDDの採択により、EU加盟国は国内法で、CSDDDを実施するための必要な措置を進めていきます。

日本企業のうち、(EU加盟国の国内法を通じて)CSDDDの適用対象となる場合はもちろん、CSDDDの適用対象である企業と取引関係を有する日本企業は、自ら人権・環境DDを実施する義務を負うか、取引先企業

から人権・環境 DD への協力を求められることになる等、多大なる影響を受けることになります。CSDDD の発効から、EU の各加盟国において国内法の整備がされるまで、一定の猶予期間はあるものの、CSDDD による影響が大きいことからすれば、その準備は早期に開始しておく必要があるといえます。

日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況は、欧米諸国と比較しても決して高い水準とはいえない状況でしたが、そのような中、経済産業省が 2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表¹¹し、翌年の 2023 年 4 月には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料¹²」を策定・公表する等、企業による人権尊重の取組の実践例を示しました。

このような政府の取組にもかかわらず、2023 年度の日本企業における人権 DD の実施状況は、大企業・中小企業を合わせた全企業中のわずか 9.9%の企業しか人権 DD を実施しておらず、大企業が 52.5%、中小企業が 9.7%と、規模の大小による人権 DD の実施状況の差が顕著に見られる状況にあります¹³。中小企業であっても、CSDDD の適用対象である企業のサプライチェーンに属する企業は、CSDDD の影響を受けることになるため、人権 DD への取組を進める必要が出てくる可能性があります。

また、CSDDD は、人権の問題を扱うとともに、環境の問題も扱っています。日本では、しばしば、環境の問題と人権の問題とが切り離されて議論されているように感じられます。しかし、気候変動の影響、大気・水等の汚染、化学物質及び廃棄物の不適切な管理、これらに伴う生態系の破壊により、クリーンで健康かつ持続可能な環境の享受が妨げられ、その結果環境破壊が直接的・間接的にすべての人権、特に、脆弱な立場にある人々の人権に負の影響を与えています。したがって、人権と環境は切っても切り離せない関係にあり、環境問題において人権の視点をもつことが脱炭素社会の実現に向けた Just Transition の行動にもつながっていくものと考えられます。

日本では、環境省が 2023 年 5 月に「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」を策定・公表¹⁴しましたが、今後、日本企業が世界と対等にビジネスを行っていくために、人権だけでなく環境についても CSDDD を始めとした国際スタンダードに適合した取組みを進めていく必要があるといえるでしょう。

以上

¹¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

¹² <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002-1.pdf>

¹³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/News/releases/2024/3a5af14b108501eb/survey.pdf

¹⁴ <https://www.env.go.jp/content/000131067.pdf>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 齋藤 宏一 (koichi.saito@amt-law.com)
 - 弁護士 清水 亘 (wataru.shimizu@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 金子 涼一 (ryoichi.kaneko@amt-law.com)
 - 弁護士 藏野 舞 (mai.kurano@amt-law.com)
 - 弁護士 長谷川 達 (itaru.hasegawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com